

H市における学童保育従事者の現状とジェンダー意識

勝木 洋子 岸本 綾子

文化環境学大講座

A Study on After-School Care Givers and Their attitudes toward Gender

Yoko KATSUKI Ayako KISHIMOTO

The Laboratory of Correlation between Environment and Humanity

School of Human Science and Environment

University of Hyogo

1 はじめに

1989年「1.57ショック」により少子化の認識が一般化した。働く女性や核家族が増加しているなか、共働き家庭やひとり親家庭では、小学生は放課後、あるいは学校の休業日、春・夏・冬の休みを親が仕事をしている間は子どもだけで過ごすことになる。そのような子どもたちが集団で、安全で安心して過ごせる場所が学童保育である。学童保育には働く親の権利と子どもの生活を守るという役割がある。

社会構造が変化しそれに対応するように、子育てと仕事の両立支援など子どもを産み育てやすい環境の整備が推進されている。1994年、文部・厚生・労働・建設の4大臣によって合意を得たエンゼルプラン「今後の子育て支援の為の施策の基本方向について」を策定した。人口5万人以上の自治体に対し、延長保育などの保育支援をするファミリーサポートセンターを設置できるようにした。そして、学童保育は1998年4月、児童福祉法に基づく新たな事業としてスタートし、全国において「放課後児童健全育成事業（学童保育園事業）」が展開されている。これは過去40年にわたる制度化を求める要望と運動の中で国の公の事業として法的な位置づけがされた。

「放課後児童健全育成事業（学童保育園事業）」は地方自治体によってさまざまな名称があり、「学童クラブ」、「児童クラブ」、「留守家庭児童会（室）」、「児童育成会（室）」、「子どもクラブ」、「児童ホーム」、「ひまわりクラブ」など市町や小学校によって固有の呼称をもっている。

日本における学童保育の歴史（別表参照）[1] 1997年第140国会で児童福祉法等の一部改正により学童保育が「放課後児童健全育成事業」として法制化され、1998年学童保育の法制化施行という制度化にいたるまで長い年月を

要している。

別表1のこのような地道な広がりが見現化しているが、まだまだ働く親のニーズに対応していない。入所している子どもたちにとって安全で安心できる生活の場となっているのか、といった課題がある。そしてさらに大きな課題は、指導員の身分が非常勤や臨時で午後勤務であったり、労働条件が改善されず、また施設も余裕教室の利用の場合でも間借り的な利用のために、「生活の場としての施設・設備の不整備」「教室利用で狭い」などの問題がある。量的にも質的にも改善・拡充が緊急に求められている。

著者は数年、学童保育指導員研修会講師をする中、学童保育指導員と子どもを学童保育園に預け就労する親との間で、何か軋みがあると感じた。不安定で安価な雇用労働者である多くの学童保育指導員と、子どもの宿題を見る時間もなく家事・育児と就労に追われる母親の姿が見え隠れする。男女共同参画社会基本法ができ6年になろうとしているが、低賃金労働の女性は依然として社会の底辺を支え、子育て中の母親は家事・育児を一手に引き受け家族を支えている状態である。そこで、今回は学童保育園を支える指導員にアンケート調査を行い、男女共同参画社会の中で労働者としての指導員の現状をあらかじめし、ジェンダー意識を考察しようと試みた。

2 H市の学童保育の現状

2-1 実施内容（2004年5月末現在）

- ・開設園：57小学校区中53校区で学童保育園が開設されている。
- ・実施場所：専用施設、余裕教室、体育館の2階のコミュニティールーム、校庭クラブハウス

(生活体育施設) など

- ・児童数：2104名（各校区毎に実施し、10名程度から80名程度）
- ・指導員数：231名（通常各園1日2名の配置、少数園については時間帯により1名を児童数に応じて加配している）

2-2 学童保育指導員の業務・勤務・資格

学校開業日の開園時間は午後1時から午後6時まで、土曜、夏季休業などの学校休業日は午前8時から午後6時まで指導員は業務に従事している。勤務の形態はパートで、週1回から週6回まで指導員個々によって異なる。教員、保育士などの免許・資格は不要とされている。

2-3 受け入れ対象児童

小学校1年生から3年生までの留守家庭児童を主体にし、定員に余裕があれば高学年も受け入れている。また、当該小学校に通う障がいを持つ児童も、設備面、指導員の資質面が対応できれば受け入れている。

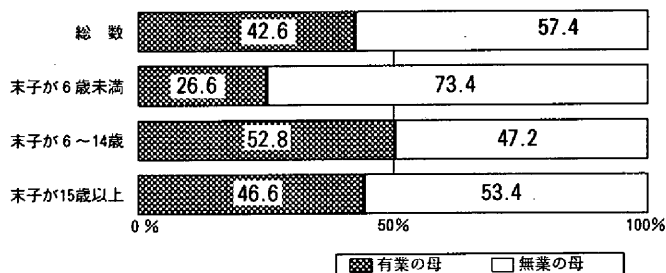
2-4 保育料

2005年から学年によって異なっていた月額保育料（1年生6,000円、2年生5,500円、3年生5,000円）を一律6,000円とした。また、母子家庭の学童保育料を免除していたが、母子家庭にも高収入世帯はあり、所得に応じた公平な負担が必要との考えから対象外とした。

2-5 H市の状況・概略

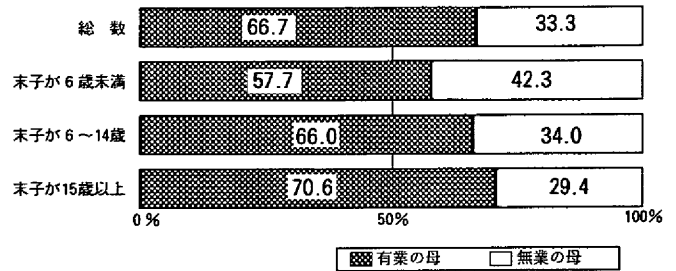
平成12年の国勢調査 [3] からH市の働く親の現状は、18歳未満の子どものいる世帯で夫婦と子どもだけの世帯数は37,493で全体世帯の約86%をしめている。

さらに、夫婦と子どもからなる世帯の有業の母親は、末子が6～14歳の場合52%をこえている。夫婦あるいは子どもと親からなる世帯では末子が6～14歳の場合66%であった [4]。厚生労働省によると、母子家庭の場合その85%が就業している [5]。



出所 平成14年就業構造基本調査より作成

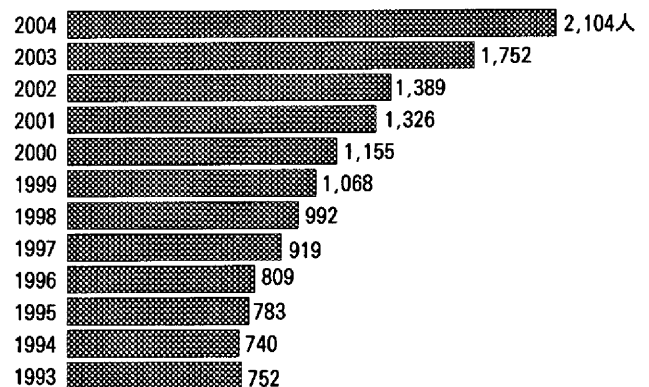
図1 H市 有業の母の割合〈夫婦、子どもからなる世帯〉



出所 平成14年就業構造基本調査より作成

図2 H市 有業の母の割合〈夫婦、子どもと親からなる世帯〉

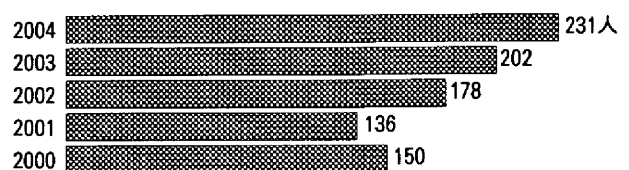
図3は、H市の学童保育園児童数の推移である [5]。10年で学童保育児童数は3倍に増加した。2004年度に希望者全入の措置をとったことも激増の原因である。小学生の総数は約3万人であり、学童保育を必要とする低学年児童（約1万5千人）と有業母親の割合（66%）を試算すると約9,900人になる。2004年現在2,104人学童保育に在籍しているということは、約21.3%しか学童保育に所属していない。残りの低学年児童は母親の就労時間が短く、児童の帰宅時に在宅している可能性はあるが、そうでなければ祖父母の家、近隣の知人など安心して安全な環境にいると推測される。



出所 姫路市の教育2004より作成

図3 H市 学童保育園児童数

学童保育指導員は2004年には231人であり、単純に指導員ひとりについて児童数の平均を語ることは、園により実態がちがうが、平均9.1人で2000年の7.7人より増加している。



出所 姫路市の教育2004より作成

図4 H市 学童保育園指導員数

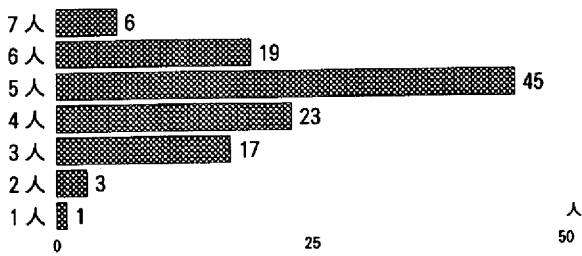


図5 園あたりの学童保育指導員数

一つの学童保育園の指導員の数は3人から6人が多いが、毎日全員がそろうのではなく、ローテーションを組んでいることが多い。学童保育の場所は体育館のコミュニティールームや1階の教室が使用されているが、校舎外の学童保育のための別の施設もある。そこでは20～24人のグループもあるが、地域によっては60人以上の所もある。

3 学童保育指導員の現状

H市学童保育指導員の現状を知るために、年度内に12回以上実施されている連絡会の中の学童保育指導員研修時にアンケート調査を実施し115人から回答を得た。アンケート調査の内容は学童保育員の仕事、男女共同参画意識について、学童保育に対する要望、質の向上に必要なことなどである。

3-1 指導員の属性

指導員の年齢は50～59歳が61人（53%）であった。性別は男性が1人、女性が114人であり、圧倒的に女性の仕事とされていることがわかる。

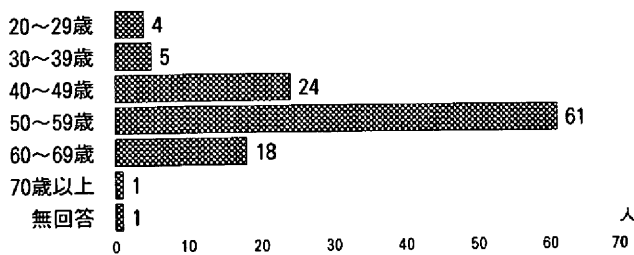


図6 年齢

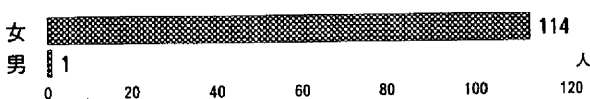


図7 性別

学童保育の指導員の子どもの有無は91.3%であり、子育て経験者である。

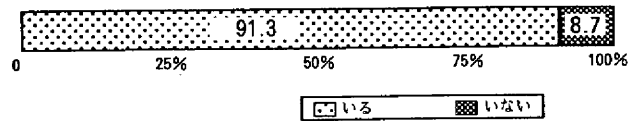


図8 学童保育指導員の子どもの有無

3-2 学童保育体験

学童保育指導員は自分の子育ての中で20%しか学童保育を利用していない。当時、制度がなかった、知らなかった人の割合は30.4%で、他に預けていた人は0.9%であった。預けるときは自分の親、知人であることが多いが、学童保育指導員になったきっかけからも推測できるように、子どもを学童保育に毎日預ける必要のない専業主婦だったことがうかがわれる。友人に誘われた39.1%（45人）、頼まれたから37.4%（43人）でフルタイムで就労している人間にはできない理由である。自ら積極的にこの仕事を探したと言うより、勧誘・依頼によるボランティアな気持ちであったと推測する。

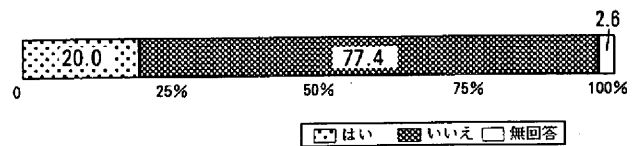


図9 学童保育指導員の子どもの学童保育利用の有無

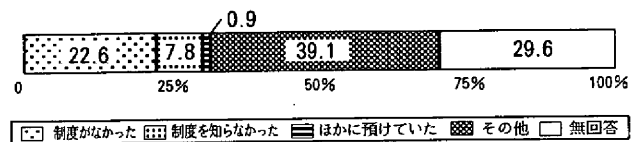


図10 学童保育指導員の子どもが学童保育を利用しなかった理由

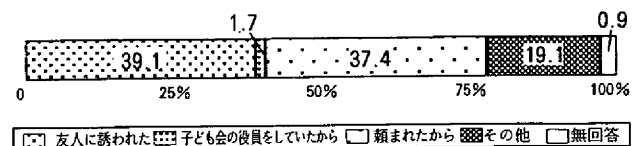


図11 学童保育指導員になったきっかけ

4 学童保育指導員の労働環境

4-1 勤務年数と就労日数

5～9年の勤務経験者と10年以上勤務経験者が約1/4ずつで半数をしめている。5年未満経験者が半数の職場である。

一週間あたりの就業日数は4日36.5% (42人) が最も多く、次いで3日25.2% (29人) である。5日、6日という指導員もそれぞれ20.8% (人) いる。

平均就業時間は15-19時間が28.7% (33人)、20-21時間が25.2% (29人) であった。

現在、学童保育指導員以外に就労している人は9.6%で、ほとんどの人が指導員だけの就労である。

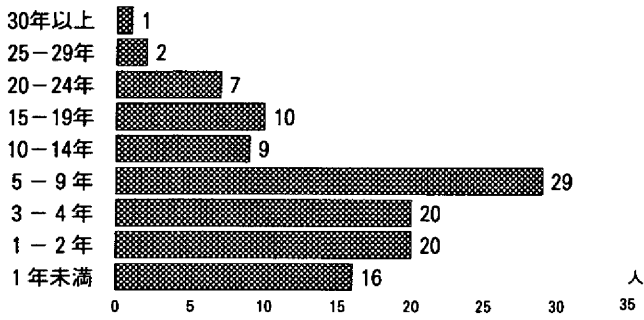


図12 勤務年数

週1日勤務でも6ヶ月以上勤務すれば1日の年休が取得できることになっている。育児介護休業法ではパートタイマー、アルバイト、男性も取得できることになっており、育児休業の対象から除外されている従業員は、日々雇い入れられている従業員、労使協定で定められた従業員となっている。

育児、介護、看護の休業についてたずねた。すべての休業はあると回答した人がそれぞれ2.6%、1.7%、0.9%であり、ほとんどの人がないに等しい。ただし、有給休暇は14日以上取ることができると認知している人が30%近くいる。その他の人も有給休暇は数日とることができると認知している。

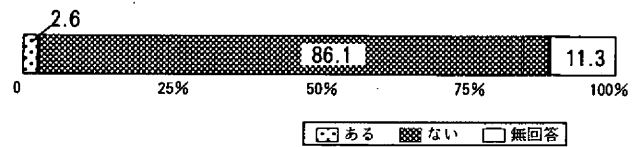


図16 育児休業制度の有無

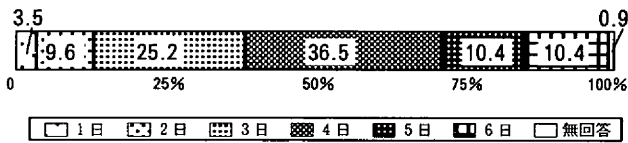


図13 1週あたりの就業日数

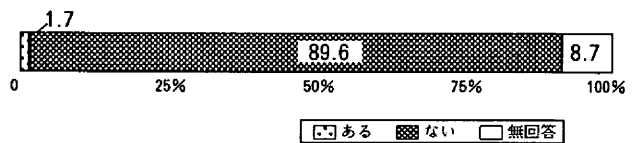


図17 介護休業制度の有無

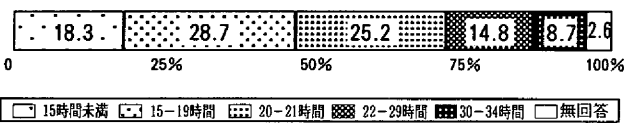


図14 1週あたりの就業時間

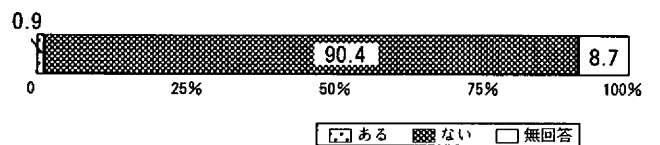


図18 看護休暇制度の有無

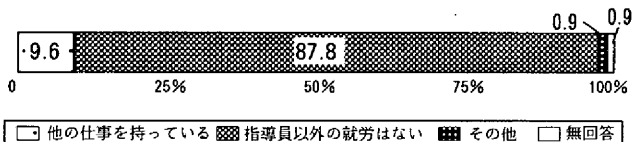


図15 学童保育指導員以外の就労

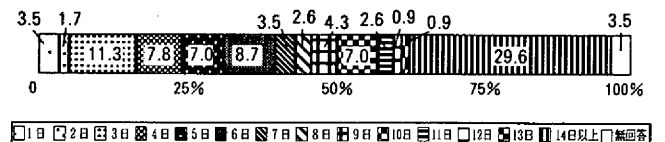


図19 年間有給休暇日数

4-2 休業制度の有無

非正規型雇用形態のパート職員でも労働基準法上は、

4-3 年収と手当て収入

学童保育指導員の年収は50-99万円と回答した人が46.1

% (53人)、100-149万円は30.4% (35人)であった。残業手当はあるとはいえない状況である。ほとんどの学童保育指導員が女性で年齢が50歳代、82.6%が夫がいる家庭である。扶養家族の税金控除の金額以内の収入に合致している。

労働組合加入状況は全体で7% (8人)であるが、個別に見ると、収入が150-199万円の2人と100-149万円の4人、50-99万円の2人が加入している。

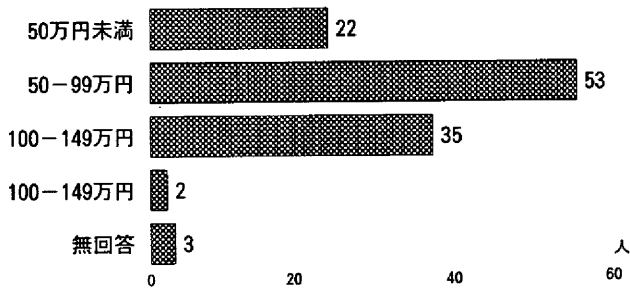


図20 年収

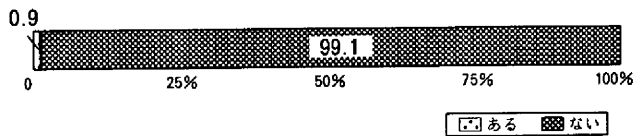


図21 残業手当の有無

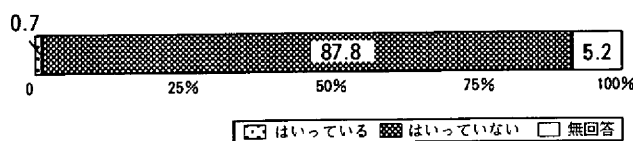


図22 労働組合加入状況

5 学童保育指導員のジェンダー意識

学校と家庭の中間に位置する学童保育において、子どもたちを家庭的な雰囲気の中で生活指導も行う。個別のかかわりが少ないにしろ、指導員のジェンダー意識が隠れたカリキュラムとなっていくことは少なくしたい。

国の調査でもよく使われる男女の平等感を聞いた。70%近くの指導員が男性優位の社会だと認識している。平等感を持っているのは7%であった。

男女の性別役割分業「男は外で働き、女性は家庭を守るものである」については、反対とどちらかといえば反対を

たすと46.1%で、賛成とどちらかといえば賛成をたすと39%であった。家庭を守るだけが女性の仕事だと考えている人が4割近くいる。

「らしさ」については、その子がそのらしく性別に関わりなく個性と能力を発揮できるように、子どもの環境としてのおとなが関わりたいものである。しかし、60%近くが「男は男らしく女は女らしく」を支持している。また、29.5%の指導員は性別によりちがった扱いをすることはよくないと考えていると推測する。

女性の就労に関して、「少なくとも子どもの小さいうちは、母親が仕事を持たずに家庭にいるのが望ましい」という考え方に75.6%が賛成、どちらかといえば賛成との意識を持っている。学童保育指導員自身が自分の子育ての中で20%しか学童保育を利用していない。母親がフルタイムで就労することが意識の中で否定的に受け取られるようなことがないか、また、「三歳児神話」「母性神話」を信じ、子育てを母親だけの仕事と見なす傾向にあるのではないかと危惧する。

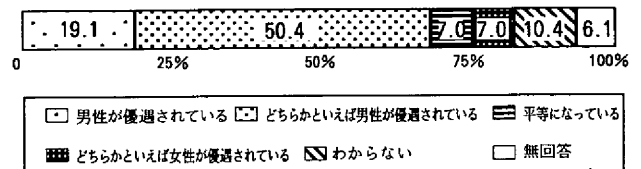


図23 「社会全体でみた場合、男女の地位は平等か」について

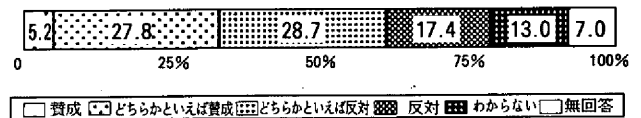


図24 「男は外で働き、女は家庭を守るものである」について

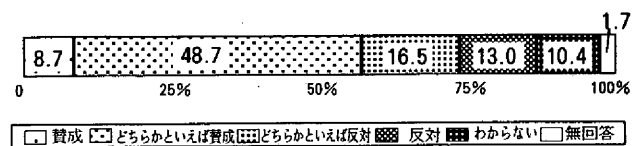


図25 「男は男らしく、女は女らしく」について

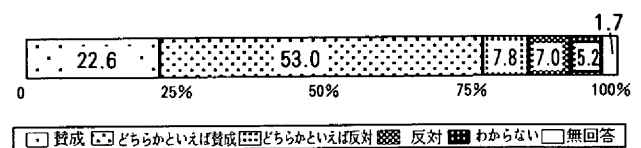


図26 「少なくとも子どもが小さいうちは、母親は仕事を持たずに家にいるのが望ましい」について

6 自由記述からみえてくるジェンダー意識

施設設備が整っていない上に多くの子どもが入園している現状

「そして体育館の2階なので、暑いときは子どもが窓から身を乗り出したりしてとても危ない。冷房もないので、サウナに入っている状態で、指導員の精神状態もよくありません」
「何をするのも学校内の事ですので何をするのも気を使っています。クラブ活動が有る時は屋外で遊ばせることが出来ないで部屋の中で、勉強、遊びとごちゃごちゃになっている状態です、こんな状態を親が見たらどう思われるでしょうね」
「遊具が少なく、縄跳び、ボールすら今ありません。指導員が何回か持ってきてもいろいろな理由でなくしてしまったりこわれたりするので、遊具がほしいです」
「学童保育専用の教室やトイレ、洗面所などの確保」

と、このような言葉で表している。

親、特に母親に対する不満

「『少なくとも子どもが小さいうちは母親は家にいる』と思っているので、保育が絶対に必要か、もっと考えてから(市は)入園許可を出してほしい」
「子どもはなるべく親が育てる…をモットーに学童保育を開設してほしい」
「親が子育てから逃げていないか？」
「親が子どものことをもっとしっかり見てあげることができれば」
「『母は家にいるのが望ましい』と回答して、学童保育という仕事をしていて、子ども達を見てると。そう思います。特に1年生は、字の書き方、計算問題ができてないので、せめて、子どもが学校から帰る時間に家にいて、教えて欲しい」
「今の母親は外で仕事をすることがあたり前とらえている為考えられない事をへいきで言う。自分中心のことしか言わない。①に自分で②に子どもの事じゃなく自分のつごうで物事を考え、それをおしつけてくる。家にいても子どもをみたくない、じゃま、うるさいとの事で学童にあずける。子どもをこう育てたいとか思う気持などさらさらなく、勝手に大きくなればいいという感じ。そのくせ何かあると一番にいつてくる、ひらきなおると言う様です」
「自己中心的な考えが多い」
「6時までに来ない親も有るのでイライラします、時間をキチンと守ってほしい」
「土曜日はいつも8:30分までに来られて、9時からなのにこまります」
「宿題をさせてほしい、計算も何回もやらせてほしいという」
「宿題など、学童に依存しすぎて、子どもの実態を知ろうとしておられない」
「最近、子供に関する事件が多発しているせいか、できるかぎり(6年生まで)学童保育園に預けたい保護者が増えている」

と記述されている。

働く母親の現状や気持ちが学童保育指導員に届いていないし、学童保育指導員の気持ちも親には届いていない。自由記述の中で父親に対する不満は見られなかったが、同性である母親には、上記のように遅れてお迎えに来る母親に「イライラする」とまで感じている。

要約

H市における学童保育指導員の現状を明らかにするためアンケート調査を実施した。

- ・指導員の性別と年齢は、女性の50歳代がほとんどをしめ、82.6%が婚姻状況にあり、91.3%が子育て経験者である。
- ・勤務年数と就労日数は5～9年と10年以上勤務経験者で半数をしめている。一週間あたりの就業日数は4日が最も多く、平均就業時間は15-19時間と20-21時間が約半数であった。
- ・年収は50-99万円が46.1%、100-149万円が30.4%であり、残業手当はあるとはいえない状況である。労働組合加入状況は全体で7%と非常に低い。
- ・男女の平等感70%が男性優位の社会だと認識している。平等感を持っているのは7%であった。男女の性別役割分業「男は外で働き、女性は家庭を守るものである」については、4割が肯定的に思っている。「らしさ」については、6割近くが「男は男らしく女は女らしく」を支持している。
- ・女性の就労に関して、「少なくとも子どもの小さいうちは、母親が仕事を持たずに家庭にいるのが望ましい」という考え方に75.6%が賛成との意識を持っている。

おわりに

ワーク・アンド・ファミリーバランスを考える上で、少子・高齢化、および核家族化が進む中、労働者の仕事と育児や介護などの両立が大きな課題となっている。政府は、少子化対策・次世代育成支援対策として、エンゼルプランの第三弾目にあたる新々エンゼルプラン「子ども子育て応援プラン」を2004年末に策定した。

平成17年版国民生活白書「子育て世代の意識と生活」[7]では、子育て世代は結婚や子育てに対し経済的・心理的に様々な負担を感じている。特に若年層においては、パート・アルバイトなどの低所得者が増えつつありその所得の伸びも期待できないこと、他方で正社員同士の夫婦などでは十分な所得があっても長時間労働を強いられていることなどから、これら若年層の子育てに対する負担感が高まっている。と記している。また、専業主婦は、子育てに際して他人の助けを頼まない傾向が特に強く、24時間関わっているエンドレスの育児に不安は大きい。

内閣府の「少子化対策に関する特別世論調査」(2004(平成16)年)[8]では次のようなデータが示されている。親のニーズとして、「子育てに関する悩みを気軽に相談できるような活動」(52.3%)、「子育てをする親同士で話ができる仲間づくりの活動」(41.3%)、「不意の外出

の時などに子どもを預かる活動」(31.8%)、「子育てに関連した情報を簡単に入手しあえるような活動」(31.8%)、を希望している。

以上のように、子育て・子育て支援は30年前とは急激な変化を経てきている。その時代時代に即した子育て支援が必要なのは言うまでもないが、ハード面での新設はできても、ソフト面での充実は困難である。共働き・母子・父子家庭の子どもたちの放課後の生活を守り、働く親の権利と生活を守るためのものである施設の指導員は、時代に即した意識改革が必要である。

今回の調査で、学童保育指導員の方々のボランティアな気持ちがあるからこそ現実に実施できていることがわかった。それは、個々の状況に応じて就業日数や時間を自分で調整し、他の就労もほとんどなく、大多数の方が恵まれた家庭生活を送っておられる様子がうかがえる。しかし、裏を返すと、扶養家族の税金控除の金額内の収入であり、組合にも属さず労働者としての意識は薄い。

これからの男女共同参画社会を生きる子どもの環境として、今回調査した指導員の意識は逆行する傾向もあった。子どもを預けて就労することは時間的に一緒にいる

ことが少ないが、決して親子のアタッチメントに影響があることではない。保育や子育ての質には母親の就労はネガティブな影響はないと言われている。一人ひとりの個性と発達段階に応じて、全人格的に健やかに育てるために、身体健康増進をはかることはもとより、「あなたらしく」といった自尊感情を育むメッセージをおくり続けたい。子育てと自己実現をめざす多くの母親の支援を、社会が大きな気持ちで包まない限り、少子化は免れない現実となるであろう。

参考文献・資料

- [1] 学童保育の歩み 全国学童保育連絡協議会 URL: <http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou/> 〒113-0033 東京都文京区本郷2-26-13 井口ビル2F
- [2] 学童保育研究 第1号 特集・子どもの発達と放課後空間 学童保育指導員専門性研究会編 2001年4月 かもがわ出版
- [3] 総務省統計局「平成12年国勢調査報告書」
- [4] 総務省統計局「平成14年就業構造基本調査」
- [5] 厚生労働省「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」
- [6] 姫路市「姫路市の教育2004」
- [7] 内閣府「平成17年版国民生活白書『子育て世代の意識と生活』」
- [8] 内閣府「少子化対策に関する特別世論調査」(2004(平成16)年)

別表1

日本における学童保育の歴史	
	*戦前にも神戸市や東京などで学童の保育がされている例があった *1940年代後半から各地の民間保育園などで学童保育が始まる *1950年代は東京や大阪を中心に公立保育園や私立児童館などでも学童保育が始まる
1962 昭和37	東京の学童保育連絡協議会発足
1964 昭和40	東京の学童保育関係者が第1回の学童保育研究集会を開催
1966 昭和41	文部省が留守家庭児童会補助事業を開始(300か所、予算5000万)
1967 昭和42	第2回学童保育研究集会に参加した各地の関係者で全国学童保育連絡協議会(以下、全国連絡協議会)発足(以後、毎年、全国連絡協議会が全国研究集会を開催)
1971 昭和46	文部省は留守家庭児童会補助を71年度で打ち切り「校庭開放事業」に統合
1972 昭和47	東京都が3か年計画で学童保育指導員の正規職員化を決定
1973 昭和48	全国連絡協議会が国に制度化を求める第1回国会請願(署名数8万余名)
1974 昭和49	総理府『婦人問題総合調査報告書』が学童保育の制度化を提言/全国連絡協議会編集『日本の学童保育』創刊(隔月刊)/国会で厚生大臣が75年度予算で制度化の努力を約束/国会内で映画『放課後の子どもたち』が上映される
1975 昭和50	厚生省が76年度概算要求で計上した都市児童健全育成事業「児童育成クラブ」4億700万円が大蔵査定でカットされたが、復活折衝で1億1700万円が復活/全国連絡協議会が国に制度化を求める第2回国会請願(署名数22万余名)
1976 昭和51	都市児童健全育成事業「児童育成クラブ」の創設(事実上の学童保育への国庫補助開始)/全国連絡協議会が第1回全国指導員学校を開催(以後、毎年、開催)

1977 昭和52	『日本の学童はいく』月刊化/全国連絡協議会が国に制度化を求める第3回国会請願(署名数28万余名)
1978 昭和53	第84国会で学童保育制度化請願採択(衆議院・参議院)
1979 昭和54	全国連絡協議会が国に制度化を求める第4回国会請願(署名数37万余名) 第91国会参議院で学童保育制度化請願採択(衆議院は解散)
1982 昭和57	全国連絡協議会が学童保育実態調査
1985 昭和60	全国連絡協議会が国に制度化を求める第5回国会請願(署名数100万余名) 第104国会で学童保育の制度化請願採択(衆議院・参議院)
1987 昭和62	全国連絡協議会が学童保育の実態調査
1989 昭和63	1.57ショック(合計特殊出生率が1.57)
1990 平成2	全国連絡協議会が厚生省に署名数102万余名を添えて「学童保育の制度化」要請/政府が「健やかに子供を生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会」設置
1991 平成3	厚生省が「児童育成クラブ」事業を発展的に解消して放課後児童対策事業(児童クラブ事業)を創設
1993 平成5	総合研究開発機構(NIRA)「学童保育の制度化」提言/子供の未来21プラン研究会報告(学童保育の法制化の必要性を提言)/「子どもの権利条約」批准、発効/厚生省が学童保育の法制化を検討/全国連絡協議会が学童保育の実態調査
1994 平成6	中央児童福祉審議会の部会が学童保育の法制化を意見具申/全国連絡協議会が厚生省に対して法制化に関する要望書提出/政府が「今後の子育ての支援のための施策の基本方向」(エンゼルプラン)を策定したのを受けて厚生省・大蔵省・自治省が「緊急保育対策等5か年事業」策定(放課後クラブを1999年に9000か所まで補助する計画)/全国連絡協議会が「ひとりひとりの声を国に届ける」運動を展開(厚生省に2700人の父母・指導員の声を届ける)
1995 平成7	厚生省「コミュニティー児童館」事業(学童保育専用の施設への補助)創設/厚生省が「地域児童育成計画指針」(地方版エンゼルプラン指針)策定
1996 平成8	中央児童福祉審議会基本問題部会が学童保育の法制化の必要性を盛り込んだ中間報告をまとめる/全国連絡協議会が『学童保育の制度確立を—私たちの提言をまとめ厚生省などへ要望。また内閣総理大臣と厚生大臣に「学童保育のよりよい制度化を」を要望、署名を提出(署名数65万余名)
1997 平成9	第140国会で児童福祉法等の一部改正により学童保育が「放課後児童健全育成事業」として法制化される
1998 平成10	4月から学童保育の法制化施行

参考資料

H市学童保育園事業実施要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の小学校児童で授業終了後家庭において保護者の保護を受けられない児童(以下「留守家庭児童」という。)の授業終了後における保護及び健全育成を図るため、H市学童保育園事業(以下「事業」という。)を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(使用施設)

第2条 事業は、原則としてH市立小学校の校庭クラブハウス、体育館クラブハウス、余裕教室又は学童保育専用施設等を使用して行うものとする。

(対象児童)

第3条 H市学童保育園(以下「園」という。)は、留守家庭児童で、小学校の1年から3年に就学する児童で希望するものを対

象とする。ただし、定員に余裕がある場合は、前段に該当しない者であっても参加を希望する児童を加えることができる。

(定員)

第4条 各園の定員は、30人とする。ただし、特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(実施日及び実施時間)

第5条 事業の実施日及び実施時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 実施日 毎日。ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び市長が別に定める日を除く。
- (2) 実施時間 授業のある日においては、授業終了時から午後6時まで、授業のない日においては、午前8時から午後6時までとする。

(事業内容)

第6条 園は遊びを主とした健全育成活動を行うものとする。

(入園許可)

第7条 園に入園を希望する者は、市長の許可を受けなければならない。

(費用負担)

第8条 入園を許可された児童の保護者は、事業実施の費用として次に掲げる費用を負担しなければならない。ただし、学童保育園に入園した日が月の16日以後である場合の当月分の負担は、当該費用の2分の1の額とする。

- (1) 負担金 1人月額6,000円
- (2) 間食費 1人月額1,300円

- 2 前項に定める費用のほか、5月1日に在籍している児童の保護者は傷害保険料として1人700円を負担しなければならない。
- 3 前2項に規定する費用(以下「負担金等」とする。)は、特別の事情があると認めるときは、免除することができる。
- 4 納付した負担金等は、還付しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める時は、その全部又は一部を還付することができる。

(運営責任者、運営補佐役及び事務局長)

第9条 事業の適切な運営を図るため、園に運営責任者、運営補佐役及び事務局長を各1名ずつ置く。

- 2 運営責任者は当該小学校のPTA会長の職にある者を、運営補佐役は当該小学校の校長の職にある者を、事務局長は当該小学校の教頭の職にある者をもって充てる。
- 3 運営責任者は、指導員を指揮監督し、事業を円滑に推進するものとする。
- 4 運営補佐役は、運営責任者を補佐し、運営責任者に事故がある場合はその職務を代行する。
- 5 事務局長は、事業を円滑に推進するための事務に従事する。

(指導員)

第10条 指導員は、運営責任者の推薦に基づき市長が委嘱する。

- 2 指導員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、市長は、特別の事情があると認めるときは、この期間の範囲内で別の任期を定めることができる。
- 3 日々の指導業務に従事する指導員は、各園2人程度とする。

4 指導員は、児童を指導し、事業を執行する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 H市学童保育園事業実施要綱(昭和54年4月2日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(平成17年10月3日受付)